三重県海外誘客促進環境整備補助金　よくある質問と回答

平成２７年６月１９日現在

１ 交付申請について

Ｑ これから交付申請をしようと思いますが、すでに購入した備品・消耗品や設置した設備は対象になりますか？

Ａ 既に発注している備品・消耗品や、着工している、または設置済みの設備は補助金の対象外です。県が申請書を受理した日以降に、事業に着手（契約（発注））してください。

Ｑ （消費税免税店開設準備について）消費税免税店許可を申請中ですが、許可を得る前に交付申請できますか？

Ａ 消費税免税店許可申請中の補助金交付申請も可能ですが、実績報告書提出までには消費税免税店許可を得ている必要があります。実績報告書に許可証の写しを添付していただき、その確認をしてから補助金を交付します。

Ｑ （消費税免税店開設準備について）まだ消費税免税店申請をしていませんが交付申請できますか？

Ａ できます。ただし、実績報告書提出までには消費税免税店許可を得ている必要があります。実績報告書に許可証の写しを添付していただき、その確認をしてから補助金を交付します。

Ｑ 受理日はどうやって分かるのですか？

Ａ 受理日は公益社団法人三重県観光連盟から申請者にメールまたはＦＡＸで連絡します。申請書等をチェックし不備がなければ受理となります。

Ｑ 申請書等に不備があった場合、どの時点で知らせてくれるのですか？また、どのような形でやり取りするのですか？

Ａ 申請書等をチェックし不備があれば、その時点でお知らせします。やり取りの方法は、メール・ＦＡＸ・電話あるいは郵送等にて申請者（申込者、補助事業者）に修正を依頼します。

Ｑ他の補助金と一緒に申請は可能ですか？

Ａ 国や県、市町村や各種団体の補助金に既に申請した経費は、補助対象経費とすることはできません。

Ｑ 申請手続きをするにあたって、設備の設置事業者に行ってもらってもいいですか？
Ａ 申請はあくまでも補助事業者の責任のもと行っていただく必要がありますが、設置事業者が代行しても構いません。ただし、申請書等に対するやり取りは、申請者に対して行います。

Ｑ 申請書の印鑑は実印ですか？
Ａ 法人の場合は、法人印と代表者印を押印してください。個人の場合は、実印でなくても結構です。

Ｑ 記載を間違えたところがありますが、どのように修正しますか？
Ａ 間違った箇所に二重線を引き、その上に訂正印を押してください。修正液での訂正は不可です。

２　補助対象者、補助対象経費について
Ｑ NPO や観光協会の申請は可能ですか？
Ａ 可能です。なお、地方自治体は申請ができません。

Ｑ 中古品の購入、設置は補助対象となりますか？
Ａ 対象となりますが、実績報告にあたって領収書写しの添付が必要となります。

Ｑ いくつかの施設を運営していますが、それぞれ補助を受けられますか？
Ａ 施設ごとに補助を受けることができます。ただし、同一申請者による区分ごと（消費税免税店開設準備、施設内外国語表記等改善、無料公衆無線 LAN 整備）の累計補助額は、それぞれ 500 千円が上限となります。

Ｑ 「施設」とはどのような単位のことですか？
Ａ 施設の名称も考慮し、客観的に別々の施設と考えられるかどうか、個別に判断します。

（消費税免税店開設準備）
Ｑ 備品・消耗品であれば何でも対象となりますか？
Ａ 消費税免税店開設準備に必要なものが対象となります。免税販売のため専用カウンターを設けるための備品や、免税販売のための要件を満たす専用包装袋や箱は対象となりますが、免税販売で使用しない備品・消耗品は対象となりません。

Ｑ クレジットカード決済機器について、かつて導入した機器がありますが、これを更新する費用は対象となりますか？
Ａ 対象となります。ただし、「銀聯カード」も使用可能な機器とする必要があります。

（施設内外国語表記等改善）
Ｑ 既に英語表記の看板等はありますが、これを、英語以外の複数の言語を含む看板等に改修する場合は対象となりますか？
Ａ 対象となります。

Ｑ パンフレットやホームページの多言語改修は対象となりますか？
Ａ 施設内で使用するパンフレットやガイドなどの印刷物は対象となりますが、多言語ホームページの製作・改修は対象となりません。

（無料公衆無線 LAN 整備）
Ｑ 既に導入した Wi-Fi 設備を更新したり、利用可能範囲を広げる追加整備は対象となりますか？
Ａ 「みえ旅案内所」または「みえ旅おもてなし施設」へ新規に整備するものであることが要件の一つです。よって、既に整備を行っている場合は対象となりません。ただし、既に整備している場合でも、平成 24 年度から 26 年度にかけて設置された「Free Wi-Fi MIE」機器を更新する場合のみ対象となります。

Ｑ Wi-Fi 機器自体はリース（レンタル）であり対象としませんが、Wi-Fi を利用可能とするための工事費だけでも対象となりますか？
Ａ 設置工事費だけでも対象となります。

Ｑ 「『みえ旅案内所』への交付を優先する」とはどういう意味ですか？
Ａ 「みえ旅案内所」へ交付する補助金について枠を設けて確保しています。「みえ旅案内所」は市町観光案内所などが中心で公的な性格があり、優先して Wi-Fi の整備を促進することとしています。

３　実績報告書について

Ｑ　「事業完了日」とはどの状態になった日を指しますか？

Ａ　整備の完了（備品・消耗品の納入、設備設置工事の完了）、及び整備にかかる経費全額の支払いをもって完了とします。

Ｑ　事業はいつまでに完了する必要がありますか？

Ａ　平成２８年３月１０日までに補助事業が完了しないと、補助金は受け取れません。

Ｑ　「実績報告書」の添付書類である領収書は原本ですか？

Ａ　領収書は写しの提出で構いません。

Ｑ　実績報告書はいつまでに提出する必要がありますか？

Ａ　補助事業の完了から１５日を経過した日までに提出する必要があります。（遅くとも、平成２８年３月２５日までに提出する必要があります。）

４　支払請求書

Ｑ　「支払請求書」の提出時期はいつですか？

Ａ　県から、確定通知書が届いてから速やかにご提出ください。

Ｑ　「支払請求書」の振込口座は、家族名義の口座でも受け取れますか？

Ａ　補助金の振込みは申請者ご本人の口座のみです。

Ｑ　補助金は、いつごろ受け取ることができますか？

Ａ　支払請求書の提出から、約３週間かかります。なお、県から振込みが行われたことを知らせる文書は送付しません。

５　その他

Ｑ　現地調査を行うことはありますか？

Ａ　必要に応じて実施します。